

子ども・子育て支援法制定による条例制定・改正

新規条例
1本

町の保育等の利用者負担に関する条例

保育料の算定方法・階層区分についても変更あり。また、「保育標準時間」利用と「保育短時間」利用で保育料が異なる(ただし、27年度は「標準時間」のみ)。

一部改正
3本

町保育の実施に関する条例

「保育の実施」を「保育の利用」に改め、利用基準を改定。

町立幼稚園預かり保育料徴収条例

幼稚園の預かり保育が夏季休業日の期間も行われるなどによる利用料の改定等

町立幼稚園保育料徴収条例

広報利用者負担額の算定方法も変わる
詳しくは4月号へ。



介護保険に関わる関係法律の整備による条例制定・改正

新規条例
2本

①町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

指定介護予防支援事業者の指定に関する基準を定めるもの

②町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例

一部改正
4本

①町指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する基準を定める条例

②町介護保険条例

第6期事業計画への移行及び介護保険法の改定により主には保険料率の見直しである

③町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

④町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

その他

新規条例
1本

①機構改編に伴う関係条例の整備に関する条例

一部改正
3本

①町下水道条例

②町行政手続き条例

③町附属機関の設置に関する条例

西原町の
決まりごと

条例の制定や改正・廃止

新規制定

全国初!!

西原町

脳脊髄液減少症医療費等の助成に関する条例

この条例は、脳脊髄液減少症の治療が医療保険の適用外であることから、学校内で起きた事故等で医療保険適用の場合に保護者等の負担分が給付される学校保険である日本スポーツ振興センターの給付金対象からはずれたこと、また小児の治療例が県内になく、専門病院が県外のために保護者負担が大きいことを考慮し、飯山市(長野県)等の要綱を参考に、治療を必要とする児童等に係る費用の一部を助成するために制定された。

条例の主な内容

- 1 医療保険適用外を適用とみなし、また島嶼県であること・児童生徒であることを考慮し、助成対象者及び保護者一人分に係る渡航費と医療費の合計の7割を助成する(飯山市:5割以内)
- 2 対象者は1年以上町内に在住している15歳に達した日以降の最初の3月31日までにある者(飯山市:ほぼ同様)
- 3 1年度当たりの助成額限度を100万円(飯山市:40万円)
- 4 交付期間を10年間(飯山市:項目なし)

脳脊髄液減少症とは

交通事故、スポーツ外傷、落下事故等で脳頸部や全身への衝撃により、脳脊髄液が漏出することで減少し、頭痛、めまい、けん怠感、吐き気、集中力の低下、聴覚障害等のさまざまな症状を引き起こす疾患である。
この症状が疑われる場合は、横になって安静にすること、水分の補給を十分にすることである。また速やかに医師等を受診することである。

条例と要綱の違い
条例 → 地方公共団体がその議会の議決に基づいて制定する法。
要綱 → 地方公共団体が定める内部規範、法的拘束力はない。

教育長が特別職の常勤職員となることによる条例廃止・制定・改正

廃止条例1本

教育長の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件に関する条例

新規条例1本

教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例

一部改正条例5本

- | | |
|----------------------------------|-----------------|
| 1. 町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例 | 3. 町特別職報酬等審議会条例 |
| 2. 町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 | 4. 町表彰条例 |
| | 5. 町職員定数条例 |